

西郷村新型インフルエンザ等対策行動計画  
(案)

令和8年 月



## 目次

|  |        |
|--|--------|
| <b>はじめに</b> .....                                | 1      |
| <b>第1部 計画策定の趣旨・位置付け</b> .....                    | 3      |
| <b>第1章 計画策定の趣旨</b> .....                         | 3      |
| <b>第1節 感染症危機を取り巻く状況</b> .....                    | 3      |
| <b>第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画</b> .....          | 4      |
| <b>第2章 計画の位置付け</b> .....                         | 5      |
| <b>第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針</b> .....       | 6      |
| <b>第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方</b> .....        | 6      |
| <b>第1節 新型インフルエンザ等対策の目的</b> .....                 | 6      |
| <b>第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方</b> .....            | 7      |
| <b>第3節 対策の時期区分</b> .....                         | 9      |
| <b>第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項</b> .....            | 10     |
| <b>第5節 対策推進のための役割分担</b> .....                    | 14     |
| (1) 国の役割 .....                                   | 14     |
| <b>第6節 新型インフルエンザ等対策行動計画の実効性を確保するための取組等</b> ..... | 16     |
| <b>第2章 新型インフルエンザ等の対策項目</b> .....                 | - 18 - |
| <b>第1節 村行動計画における対策項目</b> .....                   | - 18 - |
| <b>第2節 横断的な視点</b> .....                          | - 18 - |
| <b>第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組</b> .....      | - 20 - |
| <b>第1章 実施体制</b> .....                            | - 20 - |
| <b>第1節 準備期</b> .....                             | - 20 - |
| <b>第2節 初動期</b> .....                             | - 22 - |
| <b>第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション</b> .....            | - 26 - |
| <b>第1節 準備期</b> .....                             | - 26 - |
| <b>第2節 初動期</b> .....                             | - 28 - |
| <b>第3節 対応期</b> .....                             | - 30 - |
| <b>第3章 まん延防止</b> .....                           | - 31 - |
| <b>第1節 準備期</b> .....                             | - 31 - |
| <b>第2節 初動期</b> .....                             | - 32 - |
| <b>第3節 対応期</b> .....                             | - 32 - |
| <b>第4章 ワクチン</b> .....                            | - 33 - |
| <b>第1節 準備期</b> .....                             | - 33 - |
| <b>第2節 初動期</b> .....                             | - 36 - |
| <b>第3節 対応期</b> .....                             | - 36 - |

|                            |        |
|----------------------------|--------|
| 第5章 保健 .....               | - 40 - |
| 第1節 準備期 .....              | - 40 - |
| 第2節 初動期 .....              | - 40 - |
| 第3節 対応期 .....              | - 40 - |
| 第6章 物資 .....               | - 42 - |
| 第1節 準備期 .....              | - 42 - |
| 第2節 初動期 .....              | - 42 - |
| 第3節 対応期 .....              | - 43 - |
| 第7章 村民生活及び地域経済の安定の確保 ..... | - 43 - |
| 第1節 準備期 .....              | - 43 - |
| 第2節 初動期 .....              | - 45 - |
| 第3節 対応期 .....              | - 46 - |

## はじめに

近年、気候変動等による環境変化や、開発の進展による都市化や人口密度の増加等により、未知の感染症と接触する機会が増加しています。さらに、国際交流の進展や人や物の移動の高速化・大量化により、未知の感染症が発生した場合には、短期間で広範囲に拡散するおそれが大きくなっています。

令和元年（2019年）12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎として集団発生後、世界中に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）は、令和2年（2020年）1月に日本国内で最初の感染者が確認されて以降、福島県でも感染の拡大、縮小を長期間にわたって繰り返し、行政のみならず、医療機関や関係団体、事業者等が困難な判断・対応を余儀なくされるとともに、多くの村民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなりました。

この新型コロナへの対応を通じて、未曾有の感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、村民の生命及び健康への大きな脅威となるだけでなく、経済や社会生活を始めとする村民生活の安定にも大きな影響を及ぼすものであることが明らかとなり、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、国家、福島県及び本村の危機管理における重大な問題として、社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにしました。

感染症危機は、決して新型コロナ対応で終わったわけではありません。次なる感染症危機に備え、平時から感染症危機に対応できる体制を整備し、それを維持していくことが重要です。

国は、新型コロナへの対応の経験や課題を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ等<sup>1</sup>以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、令和6年（2024年）7月、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下、「政府行動計画」という。）を全面改訂しました。

これに伴い、福島県においても、感染症危機の発生時において迅速かつ的確な対応に向けた準備を計画的に進めるため、学識経験者や市町村、各分野の関係団体等からの意見も踏まえ、「福島県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「県行動計画」という。）を改定しました。

西郷村では、平成27年6月に「西郷村新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「村行動計画」という。）を策定しましたが、新型コロナの感染拡大の影響で、社会・経済活動が大きく制限され、村民の生活は一変しました。この

---

<sup>1</sup> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

ような新型コロナ対策での経験を踏まえ、中長期的に感染拡大と収束を繰り返す感染症を含め、幅広い呼吸器感染症に対応できるよう村行動計画を改定することとしました。

村行動計画に基づき、県と連携しながら感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、新型インフルエンザ等が発生した際には、全村一丸となって村内の感染を可能な限り抑制し、村民の皆さまの生命及び健康、村民生活や村民経済に及ぼす影響を最小限に抑えて参ります。

## 第1部 計画策定の趣旨・位置付け

### 第1章 計画策定の趣旨

#### 第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでにも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生している。

とりわけ新型コロナは、令和元年（2019年）12月末に中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎として集団発生した後、世界中に感染が拡大し、世界的な大流行（パンデミック）を引き起こした。福島県においても感染の拡大、縮小を繰り返しながら、長期間にわたり村民の生命及び健康が脅かされ、村民生活や社会経済に大きな影響を及ぼした。

感染症危機は新型コロナで終わるものではなく、新型インフルエンザ等の新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに対する直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、人獣共通感染症について、ヒト、動物及び環境の分野横断的な課題解決に取り組むワンヘルス・アプローチや、既知の感染症であっても特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）への対策等の推進も重要な観点である。

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パ

ンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があり、福島県や本村の危機管理としても重大な問題である。

## 第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

### (1) 政府行動計画の作成・改定

国は、平成17年（2005年）に「新型インフルエンザ対策行動計画」を作成し、平成21年（2009年）の新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の教訓等を踏まえ、平成24年（2012年）4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。）が制定されたことに伴い、平成25年（2013年）年6月、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示す政府行動計画を作成した。

令和元年（2019年）12月以降の新型コロナ対応の経験や課題を踏まえ、令和6年（2024年）7月、政府行動計画を全面改定した。

### (2) 県行動計画の作成・改定

福島県は、国の計画策定の動きを踏まえ、平成17年（2005年）12月に「福島県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した後、平成25年（2013年）年12月には、特措法に基づき県行動計画を作成した。

新型コロナ対応を踏まえた政府行動計画の改定に伴い、令和7年（2025年）3月、県行動計画を改訂した。

### (3) 村行動計画の作成・改定

村においても、平成27年6月に村行動計画を策定したが、新型コロナの感染拡大の影響で、社会・経済活動が大きく制限され、村民の生活は一変した。このような新型コロナ対策での経験を踏まえ、中長期的に感染拡大と収束を繰り返す感染症を含め、幅広い呼吸器感染症に対応できるよう村行動計画を改定した。

新型コロナ対応を踏まえた政府行動計画及び県行動計画の改定に伴い、今回、村行動計画を見直し、次なる感染症危機に備えるものである。

## 第2章 計画の位置付け

西郷村行動計画は、特措法第8条に基づき、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえて、村内の新型インフルエンザ等対策の実施に関するものである。

### (1) 村行動計画で定める事項

- ① 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- ② 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び村民への適切な方法による提供
- ③ 村民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
- ④ 生活環境の保全その他の村民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- ⑤ 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- ⑥ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関等との連携に関する事項

### (2) 村行動計画の見直し

村行動計画の見直しについては、西郷村健康づくり推進協議会において、必要に応じ、各取組の進捗状況や課題等を確認し、政府行動計画及び県行動計画の改定の動き（おおむね6年ごとに改定の検討を行う方針）を踏まえ、必要な対策や計画の見直しについて協議を行い、本村における新型インフルエンザ等対策の推進を図る。

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方

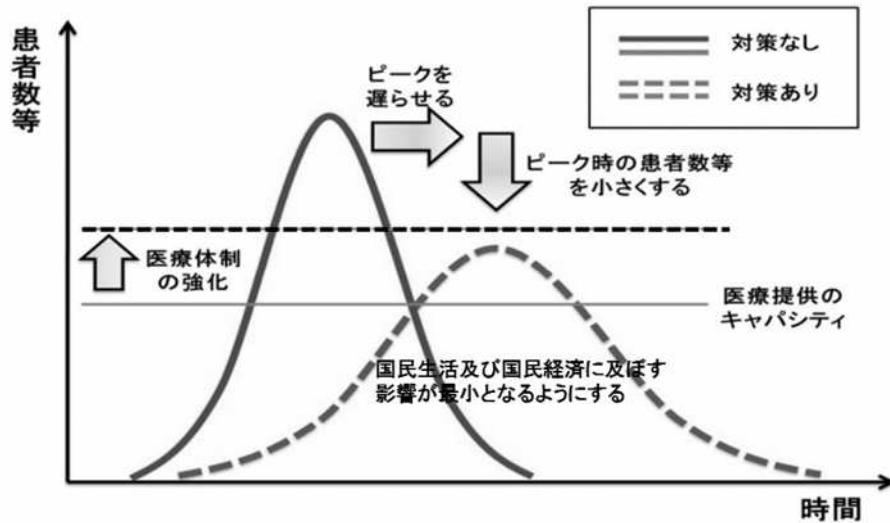
#### 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内、県内、さらには本村への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれがある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、村民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えることかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には村民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えるというふうなことを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を村の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護する。
  - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
  - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくて医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療機関のキャパシティを超えないようになることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようとする。
  - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡数を減らす。
- (2) 村民の生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。
  - ・ 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
  - ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は村民の生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

&lt;対策の概念図&gt;



## 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。村行動計画は、新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、その上で、新型インフルエンザ等の特性を踏まえつつ、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、様々な状況で幅広く対応できるよう、以下の①から④までの考え方により、対策の選択肢を示すものです。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化についても想定する。

そこで、本村においては、科学的知見及び国、県の対策も視野に入れながら、本村の地理的な条件、交通機関の状況、医療体制等も考慮しつつ、各種対策を総合的さらには効果的に組み合わせてバランスのとれた対策の確立を目指す。

発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった対策を確立する。（具体的な対策については、Ⅲにおいて、発生段階ごとに記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが村民の生活及び経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

村民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、国、県が行う不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、村民の理解を得るために呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、村及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や村民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いや咳エチケット<sup>2</sup>、場面に応じたマスク着用等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

---

<sup>2</sup> 咳やくしゃみの飛沫により他人に感染させないために、個人が咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえること。

### 第3節 対策の時期区分

「準備期」「初動期」「対応期」の3つの時期に区分し、対応すべき新型インフルエンザ等対策について定める。

#### 【準備期】

- 新型インフルエンザ等が発生する前の時期（平時）
  - ・ 地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、村民に対する啓発や県・村・企業等による事業継続計画等の策定、DXの推進、人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行う。

#### 【初動期】

- 国が感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知し、政府対策本部が設置された後、基本的対処方針が定められ、それに基づく対策が実行されるまでの時期
  - ・ 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階において、初動対応の体制への切り替えを行うとともに、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

#### 【対応期】

- 基本的対処方針に基づく対策を講ずる時期
  - ・ 対応期の中でも以下のアからエの時期に区分し、それぞれの時期に応じた対策を講ずるものとする。

##### ア 封じ込めを念頭に対応する時期

- ・ 国内・県内で新型インフルエンザ等が発生した初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、まずは封じ込めを念頭に対応する。
- ・ 患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

##### イ 病原体の性状等に応じて対応する時期

- ・ 国内・県内で感染が拡大し、感染の封じ込めが困難な場合は、知見

の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

- ・ 対策の検討に当たっては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、各対策項目の具体的な内容を定めるとともに、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。
- ・ 感染や重症化しやすいグループが特にこどもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

ウ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ・ 科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- ・ ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

エ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・ 最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

## 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

国、県、村又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び村行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

### （1） 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以

下のアからカまでの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練等により迅速な初動体制を確立することを可能とともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起り得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

イ 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内・県内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるよう体制整備を進める。

ウ 関係者や村民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起り得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や村民等に持ってもらうとともに、次なる感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

エ 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備やリスクコミュニケーション等について平時から取組を進める。

オ 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

カ 負担軽減や情報の有効活用、国・県・村の連携等のためのDXの推進や人材育成等

保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国・県・村の円滑な連携等を図るためのDXの推進や人材育成等の取組を進める。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により村民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、村は、国、県と一丸となり、以下のアからエまでの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、村民の生命及び健康の保護と村民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

ア 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するために、県と連携し、感染症の特徴、病原体の性質、感染症の発生状況等を含めたりスク評価を考慮する。

イ 医療提供体制と村民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には、医療提供体制の迅速な拡充を図るとともに、医療提供体制が対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。国や県はリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合には、適時適切に感染拡大防止措置等を講じることになる。その際、国や県に限らず、村においても、影響を受ける村民や事業者を含め、村民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

ウ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

国、県は、科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について、国のガイドライン等を踏まえ、可能な範囲で事前に検討を行う。

エ 村民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、村民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の村民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行

動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける村民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信する。

### (3) 基本的人権の尊重

国、県及び村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、村民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとともに、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、村民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗(ひぼう)中傷など、新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があり、また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮に留意し、村民の安心の確保を図り、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

国、県及び村は、それぞれの対策本部を中心として相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

村から県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、県は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

### (5) 感染症危機下の災害対応

村は、感染症危機下において災害対応が必要となる事態についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化、避難所施設の確保等を進めるとともに、自宅療養者等の避難のための情報共有など、県との連携体制の整備等に取り組む。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、村は、国及び県と連携し、災害の発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、

県と協力し避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(6) 記録の作成や保存

村は、対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

## 第5節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組むとともに、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究、それに係る国際協力の推進に努める。

こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

また、村民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止のための対応など、県内における新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定や民間検査機関等との検査等措置協定の締結により、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制を確保するとともに、保健所や衛生研究所における対応体制について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、必要な感染症対策を実行する。

こうした取組を進めるに当たっては、保健所設置市や感染症指定医療機関等で構成される連携協議会等を通じ、取組状況の進捗確認を行うとともに、感染症予防計画や医療計画、県行動計画の見直しについて協議を行う。

#### (3) 村の役割

村は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

#### (4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練やN95マスク等の個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定を進めるとともに、県連携協議会等の活用により、関係機関との連携を図ることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

#### (5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

#### (6) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(7) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

村民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努めるなど、対策を行う必要がある。

(8) 村民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## 第6節 新型インフルエンザ等対策行動計画の実効性を確保するための取組等

(1) 定期的なフォローアップと必要な見直し

国、県においては、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等を加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応、感染症法に基づく予防計画や医療法に基づく医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について、必要な検討を行い、結果に基づき、所要の処置を講ずるものとしている。

村は、新型インフルエンザ等への備えを万全なものとするため、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえて、必要に応じ、村行動計画の見直しを

行う。

村が行動計画の見直しを行うに当たっては、県や国に対し、行動計画の充実に資する情報を村に提供してもらえるようにする。

## (2) 新型インフルエンザ等への備えに係る機運の醸成

村行動計画は、新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、村行動計画が改正された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予測できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナの経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から機運の維持を図る。

## 第2章 新型インフルエンザ等の対策項目

### 第1節 村行動計画における対策項目

県行動計画を踏まえ、以下の7項目を村行動計画の主な対策項目とする。

なお、各対策項目の基本理念と具体的な内容については、第3部の各章に記載する。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 村民生活及び社会経済の安定の確保

主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の達成に向けて、それぞれの項目が関連しあっていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、それぞれ対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら取組を行うことが重要である。

### 第2節 横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、複数の対策項目に共通して考慮すべき横断的な視点は、以下の（1）から（4）の事項とする。

#### （1） 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが重要である。

国や県、関係団体等が実施する訓練や研修等へ参加することにより、人材の確保及び育成に努める。

#### （2） 国、県、村及び関係機関の連携

新型インフルエンザ等の対応に当たっては、国、県、村が適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策を地域の実情に応じて行う。村は住

民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割が期待されている。

新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析、村民等に対する適切な情報提供・共有など、新型インフルエンザ等の発生の初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、国、県、村及び関係機関の連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。また、国と県・村が平時から意見交換を行い、対策の現場を担う県・村の意見を新型インフルエンザ等対策の立案及び実施に適切に反映させるとともに、国と県・村等が共同して訓練等を行い、連携体制を不斷に確認及び改善していくことが重要である。

さらに、新型インフルエンザ等への対応では県や村の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、都道府県間の連携、県と市町村との連携、保健所間の連携など、広域的な連携についても想定し、平時から連携体制やネットワークの構築に取り組むことが求められる。

### (3) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

新型コロナ対応においては、急激な感染拡大に伴い、感染症法に基づく発生届の届出に係る入力業務や患者の健康観察業務等において、保健所や医療機関の負担が著しく増加したことから、医療機関から発生届のオンライン提出や患者本人による自身の健康状態のオンライン報告が可能な「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）」が整備されたことにより、保健所等の業務負担が軽減された。また、医療機関等情報支援システム（G-MIS）により、医療機関における病床の使用状況や感染症対策物資等の確保状況等の一元的な把握など、業務の効率化とともに情報収集の迅速性の確保が図られた。

DXの推進は、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発へのデータ利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

接種対象者の特定や接種記録の管理等のための予防接種事務のデジタル化及び全国ネットワークの構築に向けた標準化、国によるDX推進の取組を踏まえ、県や医療機関との連携により、事務に従事する者の行動の変容に繋がる意識改革や運用が開始された技術の普及・活用促進にも取り組んでいくことが重要である。

## 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方

### 及び取組

#### 第1章 実施体制<sup>3</sup>

感染症危機は村民の生命や健康、さらには村民生活や地域経済活動に広く大きな被害を及ぼすことから、国、県、市町村、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、実行的な対策を講じることが重要である。

そのため、平時から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護し、村民生活や地域経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

#### 第1節 準備期

##### 1-1. 実践的な訓練の実施

村は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。(総務課、健康ほけん課)

##### 1-2. 村行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 村は、村行動計画を作成・改定する。村は、村行動計画を作成・改定する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く<sup>4</sup>。(健康ほけん課)
- ② 村は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実

<sup>3</sup> 特措法第8条第2項第1号（対策の総合的な推進に関する事項）及び第3号（対策を実施するための体制に関する事項）に対応する記載事項。発生段階ごとの実施体制を記載する。新型インフルエンザ等発生時の対策本部設置の基準、本部構成員等を具体的に検討する。別途、マニュアル等で定めることも想定される。必要に応じて、専門家との連携等を記載する。

<sup>4</sup> 特措法第8条第7項及び第8項。この場合において、村が国の新型インフルエンザ等対策推進会議と同様の会議体を設置することまでは必要とされていない。なお、特措法の性格上は医学・公衆衛生の専門家に限らず、可能な範囲で法律の専門家や経済界等にも意見を聴くことが望ましい。

施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・改定する。(総務課、健康ほけん課)

- ③ 村は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員について、国、県が開催する研修を積極的に活用し、人材の育成に努める。(総務課、健康ほけん課)

### 1-3. 国及び県等の連携の強化

- ① 村は、国、県、指定（地方）公共機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。(総務課、健康ほけん課)
- ② 村は、国、県及び指定（地方）公共機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。(健康ほけん課)

## 第2節 初動期

### 2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合<sup>5</sup>や県が県対策本部を設置した場合において、村は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。(総務課、健康ほけん課)

|     |   |
|-----|---|
| 構成  | 本部長：村長<br>副本部長：副村長、教育長<br>本部員：総務部長、厚生部長、産業建設部長、議会事務局長、教育次長<br>総務課長、企画財政課長、税務課長、住民生活課長、こども未来課長、社会福祉課長、健康ほけん課長、農政課長、地域振興課長、建設課長、上下水道課長<br>会計課長、学校教育課長、文化スポーツ課長  |
| 役割  | 管理職会議から新型インフルエンザ等に関する報告と対策の方針案（管理職会議が策定した対策のうち特に重要な事項）の説明を受け、実施の決定と必要な指示、命令を行う。<br>(1) 村内公共施設の閉鎖、利用制限、村の行事の中止・延期の決定等<br>(2) 村職員の勤務体制の見直し<br>(3) 新型インフルエンザ等対策の予算措置の決定<br>(4) その他重要事項の決定<br>※ 重要事項であっても、緊急対応が必要となった場合については、村長と協議の上、管理職会議で決定し、対策本部へ報告することができる。 |
| 事務局 | 健康ほけん課  |

- ② 村は、必要に応じて、第1節（準備期）1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全序的な対応を進める。(総務課、健康ほけん課、全課)

### 2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

村は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援<sup>6</sup>を有効に

<sup>5</sup> 特措法第15条

<sup>6</sup> 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

## 実施体制

活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する<sup>7</sup>ことを検討し、所要の準備を行う。（企画財政課、関係課）

---

<sup>7</sup> 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する村は、地方債を発行することが可能。

## 第3節 対応期

### 3-1. 基本となる実施体制の在り方

県対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

#### 3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 村は、新型インフルエンザ等のまん延により、村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行<sup>8</sup>を要請する。(総務課、健康ほけん課)
- ② 村は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、県又は他の市町村に対して応援を求める<sup>9</sup>。(総務課、健康ほけん課)

#### 3-1-2. 必要な財政上の措置

村は、国からの財政支援<sup>10</sup>を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保<sup>11</sup>し、必要な対策を実施する。(企画財政課)

### 3-2. 緊急事態措置の検討等について

#### 3-2-1. 緊急事態宣言の手続

村は、緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超えてしまい、国民の生命及び健康を保護できず、社会混乱を招くおそれがある事態であることを踏まえ、国が緊急事態宣言を行った場合は、直ちに村対策本部を設置する<sup>12</sup>。村は、村の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う<sup>13</sup>。(総務課、健康ほけん課)

<sup>8</sup> 特措法第26条の2第1項

<sup>9</sup> 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

<sup>10</sup> 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

<sup>11</sup> 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する村は、地方債を発行することが可能。

<sup>12</sup> 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

<sup>13</sup> 特措法第36条第1項

## 実施体制

村は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく村対策本部を廃止する<sup>14</sup>。ただし、村が必要と認めたときは、特措法に基づかない任意の対策本部を設置できるものとする。

なお、政府及び県対策本部が廃止された場合は、速やかに廃止する。（対策本部）

---

<sup>14</sup> 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

### 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション<sup>15</sup>

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供とともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、村民、県や村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有を通じて、村民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、村は、平時から村民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取り組みを進める必要がある。

#### 第1節 準備期

##### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における村民等への情報提供・共有

###### 1-1-1. 村における情報提供・共有について

村は、新型インフルエンザ等の発生前から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避けるなど）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、村民の理解を深められるよう、わかりやすい情報提供・共有を行う。

なお、保育施設、学校、職場等は、集団感染が発生しやすく、感染拡大の起点になりやすいこと、高齢者施設等は、重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、県及び村の厚生部局、教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、村は、学校教育の現場をはじめ、こどもに対するわかりやすい情報提供・共有を行う。（企画財政課、健康ほけん課、社会福祉課、こども未来課、教育委員会）

###### 1-1-2. 県と村の間における感染状況等の情報提供・共有について

---

<sup>15</sup> 特措法第8条第2項第2号イ（新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供）に対応する記載事項。準備期、初動期及び対応期の情報収集方法・提供方法を記載する。

村は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民への周知・広報や相談受付など、きめ細やかなリスクコミュニケーションを行う。県からの要請に応じ、新型インフルエンザ等の患者等に対する健康観察や生活支援を行えるように準備する。村長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など知事が必要と認める情報の提供を受けることがあるため、円滑な連携を確保する必要があるため、感染状況等に関する情報連携については、具体的な手順についてあらかじめ県と合意しておく。(企画財政課、健康ほけん課)

#### 1-1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

村は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。(健康ほけん課)

#### 1-1-4. 偏見・差別等に関する啓発

村は、国、県及び関係機関と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があること、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではないこと、偏見や差別することにより、患者が受診行動を控えるなどの行動につながり、感染拡大に陥ってしまうことなどを啓発していく。

また、村は、児童・生徒に対し、感染症に関する正しい知識の普及や偏見・差別をなくすための人権教育に取り組むとともに、保護者に対しても、科学的根拠に基づいて感染症と正しく向き合うよう啓発に努める。(企画財政課、健康ほけん課、こども未来課、教育委員会)

#### 1-1-5. 偽・誤情報に関する啓発

村は、国、県及び関係機関と連携し、国が提供・共有する科学的知見に基づく情報を活用しながら、村民が正しい情報を円滑に入手できるよう情報提供に取り組むとともに、村民へ正しい情報の選択と冷静な判断を呼び掛けるなど、偽・誤情報に関する啓発に努める。(企画財政課、健康ほけん課)

### 1-2. 新型インフルエンザ等発生時における情報提供・共有体制の整備

#### 1-2-1. 県と村の間における感染状況等の情報提供について

村は、国、県と連携し、村民が、新型インフルエンザ等の発生時に実施し得るまん延防止対策を含めた必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚に不自由な方等への適切な配慮をする。(企画財政課、健康ほけん課、こども未来課、社会福祉課、教育委員

会、関係課)

### 1-2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

村は、県と連携し新型インフルエンザ等の発生時に、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切に配慮した相談体制を整備する。（健康ほけん課、教育委員会、関係課）

## 第2節 初動期

### 2-1. 情報提供・共有について

#### 2-1-1. 村における情報提供・共有について

村は、国、県の取組に関する留意事項を踏まえ情報提供・共有を行う。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制を基盤として、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。また、県と連携し、村民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で情報提供・共有を行う。（企画財政課、健康ほけん課、こども未来課、社会福祉課、教育委員会、関係課）

#### 2-1-2. 県と村の間における感染状況等の情報提供・共有について

村は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施する。また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県からの協力に応じ、患者等に生活支援を行う。（企画財政課、健康ほけん課）

### 2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

村は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。国が作成するQ&A等のホームページ掲載など、相談対応に必要な体制を整備するとともに、関係部局で情報を共有する。（健康ほけん課、関係課）

### 2-3. 偏見・差別等に関する啓発

#### 2-3-1. 村における偏見・差別等に関する啓発

村は、国、県及び関係機関と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があ

ること、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではないこと、偏見や差別することにより、患者が受診行動を控えるなどの行動につながり、感染拡大に陥ってしまうことなどを踏まえつつ、適切に情報共有する。

また、村は、国や県、NPO等が設置する偏見・差別等に関する相談窓口の情報について村民等に周知する。また、国、県と連携し、村民等が正しい情報を円滑に入手できるように適切に対応する。（企画財政課、健康ほけん課、教育委員会）

#### 2-4. 医療提供体制の確保に関する周知

村は、県と協力し、地域の医療体制や医療機関への受診方法について村民に周知する。（企画財政課、健康ほけん課）

## 第3節 対応期

### 3-1. 基本的な対応方針

以下の項目については、初動期に引き続き、適切に対応を行う。

- ・ 情報提供・共有について (2-1)
- ・ 双方向のコミュニケーションの実施 (2-2)
- ・ 偏見・差別等に関する啓発 (2-3)

### 3-2. 医療提供体制等の情報提供

村は、県や他市町村と協力し、地域の医療提供体制や相談センター及び受診先となる発熱外来一覧、医療機関への受診方法について村民に対し周知する。

ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期において、県が相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更する等の所要の措置を講ずる際に、村は県と協力して、村民等への周知を行う。（企画財政課、健康ほけん課）

### 第3章 まん延防止<sup>16</sup>

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、村民生活及び地域経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講じることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療に要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。

特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、病原体の性質等を踏まえてリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、国は必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置を行う。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされている。また、まん延防止対策が地域経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染症等に関する情報、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

村は、国及び県と連携し、平素から基本的な感染対策を普及し、国と県が行う感染対策の実施要請に協力し、対策を行う。

#### 第1節 準備期

##### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

村は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

なお、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

（健康ほけん課）

---

<sup>16</sup> 特措法第8条第2項第2号ロ（新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項）に  
対応する記載事項。村が実施するまん延防止措置を記載する。

## 第2節 初動期

### 2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

- ① 村は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。  
(総務課、健康ほけん課)

## 第3節 対応期

### 3-1. 患者や濃厚接触者以外の村民に対する要請等

3-1-1. 村は、国及び県と連携し、村民に対し、換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨するとともに、国、県が行う要請に協力し周知を行う。

なお、病原体の性状によって、症状のない時でも感染させる可能性がある場合には、必要に応じ、村民に対して症状の有無にかかわらずマスク着用するよう呼びかけるなど、効果的な感染対策の徹底を求める。(健康ほけん課)

### 第4章 ワクチン<sup>17</sup>

ワクチン接種は、感染や重症化を防ぎ、村民の健康を守る役割を果たすものである。

また、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えることで、医療負担を軽減し、医療提供体制の維持に寄与することができる。さらに、新型インフルエンザ等による健康被害や地域経済活動への影響を最小限に抑えることができるため、県や村は、医療機関や事業者、関係団体等と協力し、平時から接種体制や実施方法の備えをしておく必要がある。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、事前の計画を踏まえつつ、新たな知見をもとに柔軟に対応することが求められる。

#### 第1節 準備期

##### 1-1. ワクチンの接種に必要な資材

村は、平時から予防接種に必要となる資材を速やかに確保しておき、その確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。(健康ほけん課)

##### 1-2. ワクチンの供給体制

村は、ワクチンの流通に係る供給の構築について、県と協力し、連携の方法及び役割分担について体制を整える。村は、実際にワクチンを供給するにあたり、隨時、事業者の把握を行うほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要がある。そのため、近隣市町村及び白河市・西白河郡内の医療機関と連携し、ワクチン供給量に応じた医療機関ごとの分配量について話し合っておく。(健康ほけん課)

##### 1-3. 基準に該当する事業者の登録等（特定接種の場合）

村は、県と協力し、特定接種の対象となる事業者に対する登録作業に係る周知など、国による事業者登録の取組に協力する。(健康ほけん課)

##### 1-4. 接種体制の構築

###### 1-4-1. 接種体制

---

<sup>17</sup> 特措法第8条第2項第2号ロ（住民に対する予防接種の実施）に対応する記載事項。住民への予防接種の実施の方法（実施場所・協力医療機関等）を記載する。

村は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種に必要な体制について検討し、必要な訓練を平時から行う。（健康ほけん課）

### 1-4-2. 特定接種

村は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる村職員に対する特定接種の実施主体として、接種を円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

- ① 村は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種ができるよう接種体制を構築する。

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる村職員は、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件となる。

- ② 村は、特定接種の対象となり得る村職員を把握し、高齢労働省宛てにその人数を報告する。（総務課、健康ほけん課）

### 1-5. 住民接種

平時から以下(ア)から(ウ)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- (ア) 村は、国等の協力を得ながら、当該村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る<sup>18</sup>。（健康ほけん課）

- (イ) 村は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。（企画財政課、健康ほけん課）

- (ウ) 村は、速やかに接種できるよう、白河医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。（健康ほけん課、教育委員会、関係課）

### 1-6. 情報提供・共有

---

<sup>18</sup> 予防接種法第6条第3項

### 1-6-1. 住民への対応

村は、平時より、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行う。（健康ほけん課、こども未来課）

### 1-6-2. 村における対応

村は、定期の予防接種の実施主体として、白河医師会等と連携の下、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。（健康ほけん課）

### 1-6-3. 各関係部署との連携

村は、関係部署同士が連携及び協力し、予防接種に関する情報の周知等を進めていく。（全課）

## 1-7. DX の推進

- ① 村は、国が示すシステムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。（企画財政課、健康ほけん課）
- ② 村は、接種対象者を特定し、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う。（健康ほけん課）
- ③ 村は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を村民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備を進める。（企画財政課、健康ほけん課）

## 第2節 初動期

### 2-1. ワクチンの接種に必要な資材

村は、第4章第1節1-1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。（健康ほけん課）

### 2-2. 接種体制

#### 2-2-1. 予防接種に係る情報収集、提供・共有

村は、国、県と連携し、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等について積極的に情報を収集し、情報共有を早期に行うように努める。（健康ほけん課）

#### 2-2-2. 予防接種の相談体制の整備

村は、県、国と連携し、予防接種開始に向け、副反応を含めた接種に関する相談窓口の周知に努める。（健康ほけん課）

#### 2-2-3. 接種体制の構築

村は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。また、国が大規模接種会場の設置や職域接種等の実施が必要と認めるときは、村は、国、県と連携し必要な準備を行う。（健康ほけん課）

#### 2-2-4. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び村は、白河医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、村は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて白河医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。（健康ほけん課）

## 第3節 対応期

### 3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 村は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、第4章第1節1-2を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。（健康ほけん課）
- ② 村は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、村に割り当てられた量

の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。  
(健康ほけん課)

- ③ 村は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。 (健康ほけん課)
- ④ 村は、国からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、福島県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。 (健康ほけん課)

### 3-2. 接種体制

- ① 村は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。(健康ほけん課)
- ② 村は、県と連携し、新型インフルエンザ等の流行株が変異したことに伴い追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、国や医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備を図る。(健康ほけん課)

#### 3-2-1. 特定接種

##### 3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに村民生活及び村民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、村は、国と連携し、国が定めた具体的な運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(総務課、健康ほけん課)

#### 3-2-2. 住民接種

##### 3-2-2-1. 予防接種体制の構築

- ① 村は、住民が速やかに接種が受けられるよう、準備期及び初動期に構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制を構築する。
- ② 村は、県と協力し、感染状況を踏まえ、必要に応じ医療機関以外の接

種会場の増設等を検討する。また、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所者等の、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、村の社会福祉課や白河医師会等の関係団体と連携し、接種体制の準備を行う。（健康ほけん課）

- ③ 村は、原子力災害により市町村の区域外へ避難している者が円滑に予防接種できるよう、国や県、避難先自治体と連携して対応する。（健康ほけん課）
- ④ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、関係機関及び白河医師会等と協議し、接種を行う。（健康ほけん課）

### 3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

村は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。（健康ほけん課）

### 3-2-2-3. 接種体制の拡充

村は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。

### 3-2-2-4. 接種記録の管理

村は、国、県、地方公共団体間で連携し接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。（健康ほけん課）

## 3-3. 健康被害救済

村は、予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。申請者が急増した場合には、体制強化を図り、迅速な救済に取り組む。（健康ほけん課）

## 3-4. 情報提供・共有

- ① 村は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンのワクチンの理解を深めるために国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。（健康ほけん課）
- ② 村は、パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、村は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。（健康ほけん課）

## 第5章 保健

効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、県等は、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から村に対する情報提供・共有まで重要な役割を担う。

保健所は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。

このため、村においても、平時から人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行いながら、県との連携体制を構築し、県が実施する健康観察や生活支援に協力する等、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

### 第1節 準備期

#### 1-1. 人材の確保の協力

村は、平時から、県と協議し、新型インフルエンザ等発生時における県が取り組む人員の確保について、協力する。(総務課、健康ほけん課)

#### 1-2. 健康観察及び生活支援の準備

村は、平時から県と協議し、健康観察等への協力準備を進める。

有事において、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅で療養する場合には、陽性者への食事の提供等を行い、地域全体で感染症危機に備えた体制構築の整備を進める。(健康ほけん課)

### 第2節 初動期

#### 2-1. 基本的な対応方針

以下の項目については、準備期に引き続き、適切に対応を行う。

- ・人材の確保の協力（1-1）
- ・健康観察及び生活支援の準備（1-2）

### 第3節 対応期

#### 3-1. 情報共有

村は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する村民等の理解の増進を

図るために必要な情報を県と共有する。（健康ほけん課）

### 3-2. 健康観察及び生活支援

- ① 村は、保健所へ応援職員を派遣するなど県が実施する健康観察等に協力する。（総務課、健康ほけん課）
- ② 村は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。（健康ほけん課）

### 第6章 物資<sup>19</sup>

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、村民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関や村の関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な共有に向けた対策等を講じることが重要である。

平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、感染症対策物資等の需要状況の把握や新型インフルエンザ等の発生時における生産要請等のために必要な体制を整備する。

新型インフルエンザ等の発生時に、感染症対策物資等に不足がある場合、必要に応じて感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。

### 第1節 準備期

#### 1-1. 感染症対策物資等の備蓄等<sup>20</sup>

① 村は、村行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する<sup>21</sup>。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>22</sup>。  
(総務課、健康ほけん課)

② 村は、白河地方広域市町村圏整備組合に対し、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具を備蓄するよう、予算の確保を行うなど連携して取り組む。(総務課、健康ほけん課)

### 第2節 初動期

#### 2-1. 基本的な対応方針

<sup>19</sup> 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

<sup>20</sup> ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

<sup>21</sup> 特措法第10条

<sup>22</sup> 特措法第11条

以下の項目については、準備期に引き続き、適切に対応を行う。

- ・感染症対策物資等の備蓄等（1-1）

### 第3節 対応期

#### 3-1. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

村は、新型インフルエンザ等緊急事態において必要な物資及び資材が不足するときは、国や県、関係機関等とともに、備蓄する物資及び資材をお互いに融通する等、物資及び資材の共有に関し相互に協力するよう努める。（総務課、健康ほけん課）

## 第7章 村民生活及び地域経済の安定の確保<sup>23</sup>

新型インフルエンザ等の発生時には、村民の生命や健康に被害が及ぶだけでなく、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置を実施することで、村民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。村は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や村民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを推奨する。

また、指定地方公共機関や登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時に、新型インフルエンザ等対策を実施しつつ自らの事業を継続することが、村民生活や地域経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の準備が必要である。

これらの準備を行い、新型インフルエンザ等の発生時に村民生活及び地域経済活動の安定を確保するための体制と環境を整備する。

### 第1節 準備期

#### 1-1. 情報共有体制の整備

村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、県や関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。（総務課、総務課、健康ほけん課）

#### 1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

村は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金

---

<sup>23</sup> 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。（企画財政課、関係課）

### 1-3. 物資及び資材の備蓄<sup>24</sup>

① 村は、村行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する<sup>25</sup>。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>26</sup>。（総務課、健康ほけん課）

② 村は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。（健康ほけん課、関係課）

### 1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

村は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者<sup>27</sup>等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的な手続を決めておく。（健康ほけん課、社会福祉課）

### 1-5. 火葬体制の構築

村は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。（住民生活課）

---

<sup>24</sup> ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

<sup>25</sup> 特措法第10条

<sup>26</sup> 特措法第11条

<sup>27</sup> 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「（参考）要配慮者への対応」をご参照ください。

## 第2節 初動期

### 2-1. 事業継続に向けた準備等の要請

村は、国、県と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状がみられる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう、国、県が行う要請に協力し周知を行う。（地域振興課、関係課）

### 2-2. 遺体の火葬・安置

村は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（住民生活課、関係課）

## 第3節 対応期

### 3-1. 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

#### 3-1-1. 心身への影響に関する施策

村は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（健康ほけん課、子ども未来課、社会福祉課、関係課）

#### 3-1-2. 生活支援を要する者への支援

村は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者<sup>28</sup>等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（社会福祉課、住民生活課、関係課）

#### 3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

村は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限<sup>29</sup>やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。（教育委員会）

#### 3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 村は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（地域振興課、関係局課）
- ② 村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（地域振興課、関係課）
- ③ 村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるお

---

<sup>28</sup> 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「（参考）要配慮者への対応」をご参照ください。

<sup>29</sup> 特措法第45条第2項

それがあるときは、村行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。(健康ほけん課、関係課)

- ④ 村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、村民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は村民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、村民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる<sup>30</sup>。（地域振興課、関係課）

### 3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 村は、県を通じての国からの要請を受けて、白河市火葬担当部局と協議し可能な限り火葬炉を稼働させる。（住民生活課）
- ② 村は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。（住民生活課）
- ③ 村は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。（住民生活課）
- ④ 村は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。（住民生活課、関係課）
- ⑤ あわせて村は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。（総務課、住民生活課、関係課）
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、村は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。（総務課、住民生活課、関係課）
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められると

---

<sup>30</sup> 特措法第59条

きは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、村は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。（住民生活課）

### 3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

#### 3-2-1. 事業継続に関する事業者への要請等

村は、県と国と連携し、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施をするよう、県が行う要請に協力し周知を行う。（企画財政課、関係課）

#### 3-2-2. 事業者に対する支援

村は、国、県と協力し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び村民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずるとともに、関係者への周知を行う。（企画財政課、地域振興課、関係課）

#### 3-2-3. 水道の安定供給に関する措置

村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、村行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。（上下水道課）

